

令和6年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和6年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務に係る公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 基本的な考え方 | (20点) |
| (2) 重複多剤服薬の是正 | (50点) |
| (3) ジェネリック(後発)医薬品の使用促進 | (50点) |
| (4) 3つのポイントの普及啓発 | (50点) |
| (5) 独自提案 | (10点) |
| (6) 業務遂行能力 | (10点) |
| (7) 経費見積 | (10点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和6年10月18日(金)14時から16時(予定)

高知県保健衛生総合庁舎 1階 大会議室(高知市丸ノ内2丁目4番1号)

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間と順番は別途お知らせいたします。

イ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

番号	審査項目	審査の視点	配点	合計
1	基本的な考え方	本業務のねらいを十分理解し、一体的に企画・提案されているか	20	20
2	重複多剤服薬の是正	県民の認知・理解の向上及び行動変容を促す内容となっているか	10	50
		提案する広告内容の訴求力及び創意工夫が記載されているか	10	
		新聞広告の絵コンテ内容を提案されており、かつそれらの説明がされているか	10	
		チラシの内容及び健康づくり関連イベント等で使用する啓発資材を提案した理由が記載されているか	10	
		その他、具体的な独自提案がされているか	10	
3	ジェネリック（後発） 医薬品の使用促進	県民の認知・理解の向上及び行動変容を促す内容となっているか	10	50
		提案する広告内容の訴求力及び創意工夫が記載されているか	10	
		新聞広告の絵コンテ内容を提案されており、かつそれらの説明がされているか	10	
		チラシの内容及び健康づくり関連イベント等で使用する啓発資材を提案した理由が記載されているか	10	
		その他、具体的な独自提案がされているか	10	
4	3つのポイントの 普及啓発 ①高知家健康づくり 支援薬局 ②かかりつけ 薬剤師・薬局 ③お薬手帳の利活用	県民の認知・理解の向上及び行動変容を促す内容となっているか	10	50
		提案する広告内容の訴求力及び創意工夫が記載されているか	10	
		新聞広告の絵コンテ内容を提案されており、かつそれらの説明がされているか	10	
		チラシの内容及び健康づくり関連イベント等で使用する啓発資材を提案した理由が記載されているか	10	
		その他、具体的な独自提案がされているか	10	
5	独自提案	本事業の効果をさらに高める方法について具体的に提案されているか	10	10
6	業務遂行能力 ・事業実績 ・実施体制 ・スケジュール	過去に本事業に類似する事業の実績があるなど、本業務に係る基本的な能力を有しているか	5	10
		業務に応じた適切な人材が配置され、業務遂行に無理のないスケジュールとなっているか	5	
7	見積書	予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか	10	10
合計				200